

学校いじめ防止基本方針

香南市立香我美小学校

はじめに

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び香南市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（未然防止、早期発見及び組織的対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、この基本方針を策定する。

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめら

れた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な様態があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないうところで被害が発生する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめの追跡調査（平成25年7月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2010－2012」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめの防止等の対策のための組織等

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、法第22条及び香南市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を置く。

（1） 組織の役割

本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。本委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、いじめに係る疑いがある時には、本委員会が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて本委員会に報告・相談する。加えて、本委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図る。

また、本委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必

要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

- 香南市いじめ防止基本方針及び学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正 →チェックシート
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする

（２） 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、人権教育主任、養護教諭等とする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

（３） 組織運営上の留意点

本委員会を実際に機能させるに当たっては、教育委員会、児童相談所、警察署等の外部専門家の助言を得ることもある。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、本委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じてカウンセラー等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第５ いじめの防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、わかる授業づくりに取り組む体制をつくっていく。
- 日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。
- 保幼小中連携による学力向上や心育での取組を進めていく。

＜集団づくり・生徒理解＞

- すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童生徒についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動、特別活動の時間など、学級単位の指導を、児童のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。
- 特別な支援を要する児童の「個別指導計画」や「個別的教育支援計画」を作成し、組織的・系統的な支援を行う。
- 「就学時引継ぎシート」、「支援引継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に行う。

＜生徒指導＞

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として統一して指導する事柄を確認する。
- いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。

＜教職員の資質能力の向上＞

- 授業を担当するすべての教職員ができるだけ公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめの防止のための年間指導計画にも位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

（1） いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- 児童の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。

- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく（個人情報の管理に注意することも盛り込む）。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 出席を確認するときに一人一人の顔を見て、できれば声も聞く。
- クラスの様子を学級日誌等の記述からもうかがう。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から児童の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと行って対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」や教育相談機関の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

（２） いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、学校が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財

産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、香我美小学校学校評議委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが考えられる。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。(香南市教育委員会を通じて香南市長に報告する。)

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断した場合には、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた「重大事態対策委員会」を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行わ

れ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほかの争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の発生防止を図ることを目的として行う。

学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、付属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(6) 調査実施におけるその他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

(7) 調査結果の提供及び報告

調査結果を教育委員会に報告する。当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。（情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する。）

また、調査結果を教育委員会に報告する。（香南市教育委員会を通じて香南市長に報告する。）

(8) 調査結果を踏まえた必要な措置

当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

【いじめの防止等の対策のための組織・校内組織及び保護者・地域・関係機関】

【いじめ防止対策委員会】：いじめ防止対策等の組織的対応の中核

定例会：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、SSW・SC（適時） 等

緊急会議：個々の対応に当たって関係の深い教員を随時追加。（柔軟な組織とする）

※いじめに関する年間指導計画の検討

※指導方針等の決定

※いじめに関する校内研修等企画検討

※チェックリストの作成

※いじめに関する取組の評価検討

※いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有 等

※ いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態対策委員会】：重大事態が発生し学校がその調査を行う主体となった場合速やかに立ち上げる。SSW、育成センター、教育委員会、警察、児童相談所、法務局 等外部専門家等を加える。

※重大事態の対応

